

令和5年第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第147号

令和5年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月30日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和5年9月11日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和5年第3回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月11日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 白 川 正 樹	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

4番 常 包 恵	5番 京 兼 愛 子
----------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。「秋来ぬと目にはさやかに見えねども風の音にぞおどろかれぬる」。秋が来たとは目にははっきり見えないんですけど、吹いてくる風の音で秋が来たと驚かれる今日この頃です。

本日、令和5年第3回9月まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、報告1件、決算認定7件、議案6件、諮問1件及び選挙1件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案6件、同法第233条の規定に基づく決算認定案7件を受理いたしました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づく報告1件、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告3件、人権擁護委員法第6条の規定に基づく諮問案1件を受理いたしました。

また、選挙関係について、町長より、まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会規約第5条第2項の規定に基づく組合議員の選挙の依頼がありました。

次に、組合議会関係について、中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合

議会、仲多度南部消防組合議会、香川県広域水道企業団議会、香川県中部ボートレース事業組合議会において定例会及び臨時会が開催され、各会計の補正予算、専決処分の承認、条例の改正等の審議結果の報告がありました。

次に、監査委員より、令和5年5月分から7月分までの例月出納検査の報告、令和4年度分の定期監査、行政監査、財政援助団体等監査、決算審査、基金運用状況審査、まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率審査の報告と意見書の提出があり、受理いたしました。

これらの書類はタブレットの今定例会の報告フォルダにそれぞれ入れておりますので、よろしくお願いいたします。

また、陳情書関係で、6月定例会以降に2件の陳情書の提出があり、議会運営委員会で審議した結果、いずれも議長預かりとすることとなりましたので、写しをタブレットの請願・陳情書フォルダに入れ、配付に代えさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議会報告を終わります。

○白川正樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○白川正樹議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

○川西米希子議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

9月8日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、議会運営委員会委員6名が出席し、議長、執行部同席の下、第3回定例会の運営について審議しましたので、御報告いたします。

お手元に配付されております議事日程第1号を御覧ください。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日から9月29日までの19日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 報告第1号 令和4年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第9 認定第1号 令和4年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について 総務常任委員会付託

日程第 10 認定第 2 号 令和 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第 11 認定第 3 号 令和 4 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第 12 認定第 4 号 令和 4 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第 13 認定第 5 号 令和 4 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託

日程第 14 認定第 6 号 令和 4 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託

日程第 15 認定第 7 号 令和 4 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託

日程第 16 議案第 1 号 まんのう町健康生きがい施設設置条例の一部改正について 即決でお願いいたします。

日程第 17 議案第 2 号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について 建設経済常任委員会付託

日程第 18 議案第 3 号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第 19 議案第 4 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて 即決でお願いいたします。

日程第 20 議案第 5 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について 即決でお願いいたします。

日程第 21 議案第 6 号 令和 5 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号 総務常任委員会付託

日程第 22 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について 即決でお願いいたします。

日程第 23 選挙第 1 号 まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員の選挙について

なお、一般質問は 9 月 12 日と 13 日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、４番、常包恵君、５番、京兼愛子君を指名いたします。

日程第３ 会期の決定

○白川正樹議長 日程第３、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より９月２９日までの１９日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は１９日間と決しました。

日程第４ 町政報告

○白川正樹議長 日程第４、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、６月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の状況についてでございます。

５月８日以降、感染症の位置づけも季節性インフルエンザと同等の５類に移行となり、それに伴い基本的対処方針や制限なども廃止され、アフターコロナに転換し、全国の観光地やイベントでの久しぶりのにぎわいのニュースが多く伝えられるようになってまいりました。

しかしながら、感染者の発生状況につきましては、８月２５日時点の厚生労働省の発表の定点当たり報告数では、５類移行後も香川県を含めて全国的に緩やかに増加が継続している状況でございます。住民の皆様には、感染症対策は個人や事業所の判断ではございますが、高齢者の方と会う場合や大人数で集まる場合には、熱中症など体調管理にも気をつけながら感染予防をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

５月８日より実施しております令和５年度春開始接種は９月１９日まで延長となります。令和５年度の秋開始接種につきましては９月２０日から実施されます。追加接種でのワクチンは現在の流行主流株であるオミクロンＸＢＢ対応１価ワクチンが使用されます。接種対象者は追加接種可能な全ての年齢の方が対象で、前回接種日に基づいて順次接種券をお送りいたします。広報、告知放送などでお知らせしておりますが、秋開始接種では国庫補助削減に伴い、町コロナウイルスワクチンコールセンターでの電話予約、インターネット予約、おまかせ予約を終了して、医師会、町内医療機関の御協力の下、インフルエンザ予

防接種と同様に、医療機関への直接予約方式へと変更させていただいております。接種を希望される町民の皆様にはお手間をおかけいたしますが、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、本町の財政状況について御報告いたします。

本日より開催の９月定例議会において、令和４年度決算認定をお願いいたしておりますが、一般会計の決算状況は実質収支が５億１０万８，０００円の黒字となりました。単年度収支も５，４９１万１，０００円の黒字となりましたが、実質単年度収支につきましては、財源調整のため財政調整基金を５億２，３００万円取り崩したことなどにより、２億３，１１８万１，０００円の赤字となりました。

また、財政の健全化を示す各指標においては、経常収支比率は一般財源である普通交付税、臨時財政対策債が合わせて５億３，３１７万８，０００円減少したことなどにより、８．５ポイント上昇し、８８．３％となり、実質公債費比率は償還が開始された大型事業の起債もあり、前年度に比べて０．７ポイント上昇し、８．６％となりました。公債費負担比率については、元利償還金が６，０００万円弱増加していることなどの要因によりまして、前年度に比べて０．７ポイント上昇し、１８．２％となりました。

次に、香川県の７月末の人口は９２万６，８３４人と、去年同期比で８，４８１人の減となりました。まんのう町におきましても、７月末現在の世帯数は７，４５９世帯で、去年同期に比べまして５世帯の減となり、人口は１万７，４５２人と、２８４人の減となっております。

次に、防災関係についてでございます。

本年６月２５日に国土交通省主催によります水防技術講習会が開催され、本町消防団員３５名が参加し、水害に備え水防工法とロープワークの習熟が図られました。

また、６月２日の台風２号及び梅雨前線による大雨により、本町においても大雨警報が発令され、町内全域に対し高齢者等避難の住民発令を行いました。山間部において道路被害や倒木が発生し、消防団による水防活動が行われました。幸い人的被害、家屋被害はありませんでした。

さらに、８月１４日、１５日の２日間にわたり、台風７号の接近により、本町においても暴風・大雨警報が発令され、土砂災害の危険性が高まったため、塩入地区住民に対し避難所を開設しました。山間部において倒木が発生し、消防団による水防活動が行われましたが、幸い人的被害、家屋被害はありませんでした。

今後も台風や梅雨前線による大雨等の気象状況に注視しながら、住民への避難情報の早期発信を心がけ、防災・減災対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、交通安全対策関連についてでございます。

香川県下の本年における交通事故死者数は、８月８日現在、年累計で２０件、２０人となり、去年同期２０件、２１人と比べてプラスマイナスゼロ件、マイナス１人となっております。町内においては、今年の７月末時点で人身事故発生件数３０件、去年同期２５件

で5件増加、負傷者数は36人、昨年同期28人で8人増加しております。また、死者数ですが、8月4日にまんのう町公文の県道において、道路横断中の高齢者が乗用車と衝突し、死亡する事故が発生し、8月7日現在で2名の方が亡くなるという厳しい状況となっております。

9月21日から30日には秋の全国交通安全運動が実施されますが、まんのう町においても、早朝や夕方のキャンペーンなどを通じて、早めのライト点灯、全席シートベルト着用の徹底や、歩行者、自転車利用者に対する反射材活用の啓発に取り組んでまいります。

次に、農業関係についてでございます。

まんのう町が取り組んでおります「ひまわりプロジェクト」に関しましては、今年度は約14ヘクタールの農地に作付が行われました。作付補助につきましては、6月上旬にひまわり振興協議会で適正な管理ができているか確認を行い、管理不十分な栽培者に対しては指導を行い、今年度につきましては、播種作業完了当初から鳥による被害や天候も安定しなかったこともあり、例年に比べて収穫量は減少するものと予測しております。次年度の作付に向けて速やかに対策を協議したいと考えております。

また、今年度より本格的に取り組んでおります「耕畜連携」によるWCS用稲は町内で約40ヘクタールの水田に作付され、刈取り作業も順調に行われたところでございます。次年度以降も耕畜連携による安定した飼料生産が定着できるよう、関係機関との連携を強化したいと考えております。

国指定特別天然記念物コウノトリにつきましては、地元の方々や関係者の熱心な保護活動や巡視活動により、ふ化した1羽が7月16日に無事巣立ちを迎えることができました。町内では初めてのことであり、まんのう町の農村地域はコウノトリが生息できる条件を満たしている優れた環境であることは農家の活力となり、加えて農業の町としての価値が高まったものと思っております。

続いて、森林関係についてでございます。

今年度策定予定いたしております、まんのう町豊かな森林づくり基本計画につきましては、本町の森林づくりの推進に関する基本理念や基本的施策等について広く関係者の意見を聴くため、去る7月14日に第1回のまんのう町森林委員会を開催したところでございます。この森林委員会では、本町の今後の森林整備に関して、地域の実情に応じた施策やその促進に関する事業などについても検討いたしたいと考えております。

さきの委員会では、本町の森林・林業の現状を踏まえた基本計画策定に当たっての考え方などについて意見をいただいたところでございます。

今回いただいた意見を踏まえ、次回には素案を提案し、基本計画の概要について検討を進め、今年度末には基本計画を策定したいと考えております。

次に、地域振興関係についてでございます。

今年もヒマワリが6月下旬から町内のあちらこちらで開花を始めました。7月8日には節目の20周年となる「ひまわりまつり」を開催する予定としていましたが、特に会場と

なる帆山、中山地区では、度重なる鳥の被害による再播種や長雨によるヒマワリの生育不良により、やむを得ず中止とすることとしました。

「ひまわりまつり」は中止としましたが、例年より背丈の低い小ぶりのヒマワリですが、香川大学生が考案し、協働で作業した「ひまわり迷路」には「どこでもドア」、「幸せの鐘」など設置したところ、インスタ映えのスポットとして、写真撮影や観賞など町内外から多くの方が来場され、まんのう町を広くPRできたものと考えております。

次に、商工関係についてでございます。

原油価格・物価高騰等の影響により売上げが減少している町内事業者及び住民生活を支援するため、物価高騰対策プレミアム30%つきの商品券を発行いたしました。6月24日から26日の3日間、仲南支所、琴南支所、本庁にて引換えを行い、最終的に約2億8,400万円の商品券を販売いたしました。使用期限は令和6年1月末までの約7か月となっておりますので、早めに使用していただきますようお願いいたします。

また、8月号の広報でもお知らせいたしました町民の家計負担の軽減と地域内の消費喚起のため、1万円分のまんのう町地域応援商品券の無料配布を9月13日から行う予定といたしております。現在、引換書の発送を行っておりますので、内容を御確認いただき、御都合のよいときに引換えくださいますようお願いいたします。

なお、引換えの際には引換書を御持参いただき、会場に受け取りに来られた方の確認作業を行う必要があります、混雑することが予想されますので、御承知いただきたいと思います。

次に、福祉関係についてでございます。

新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行され、これまで制限されていきました地域でのサロンや認知症カフェ等が以前のような形で開催できるようになってきました。

一方、世界中でインフレが進み、エネルギーや食費等の物価高騰に直面いたしております。町では特に影響を受ける低所得の子育て世帯への支援として、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は二十歳未満）で住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付を5月より実施しており、これまでに137人に給付しております。

また、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯の支援として、住民税が非課税もしくは均等割のみの世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付を7月より開始しており、これまでに2,438世帯に給付をいたしております。

次に、健康増進関係についてでございます。

検診事業では、個別がん検診を町指定の医療機関で7月から12月にかけて申込みされている方に受診券を郵送して実施いたしております。また、集団がん検診も感染防止対策のために日時指定をして10月、11月に実施を予定しております。早期発見、早期治療のためにも定期的な検診の受診をお願いいたします。

予防接種事業では、10月から65歳以上の方を対象としたインフルエンザワクチン接種、また、子供のインフルエンザワクチン接種の助成を実施いたします。新型コロナワク

チン接種と併せてぜひ御検討いただきますようお願いいたします。

次に、教育関係についてでございます。

まず、小中学校の修学旅行についてでございますが、中学校は沖縄県に行っておりまして、小学校6校につきましては、2学期中に京阪神方面で行う計画となっており、コロナ禍前と同様の行程で実施できる予定でございます。

続きまして、オンライン英会話の導入実施についてでございます。

オンライン英会話につきましては、現在、委託先の選定作業に入っており、業者選定が完了し、契約が整い次第、本年10月より小中学校に導入できるものと考えております。

また、国際交流の一環として実施しておりました中学生国際派遣につきましては、海外のコロナ禍の状況等、不透明な要因が多数あり、本年度については中止となりました。来年度以降につきましては、現在、行き先を含めた計画の検討を行っているところでございます。来年度は実施の再開ができるよう努力してまいります。

次に、中学校の部活動についてでございます。

本年度の県総合体育大会におきまして、剣道部団体女子が準優勝、バレーボール女子が準優勝し、四国大会に出場、ソフトボールがベスト8でした。

また、個人におきましては、水泳部男子の福江さんが100メートル平泳ぎで2位、200メートル平泳ぎで3位、ソフトテニス部男子の尾崎さん・溝口さんペアがベスト8、陸上男子の中西さんが1年生ながら男子100メートルで3位に入り、それぞれ四国大会に出場いたしました。

その他、剣道部男子の小塚さんが3位、体操女子の細川さんが個人総合10位という成績を収められました。

また、文化部では吹奏学部が県大会に出場いたしました。

なぎなたの県大会では、演技の部で森さん・入江さんペアが2位、試合の部で森さんが優勝、篠原さんが3位となりました。全国大会には県選抜チームには3名が選ばれ、満濃中学校としても3名が出場し、計6名が出場いたしました。

本年度も全国大会や四国大会で活躍する選手を輩出する満濃中学校の生徒を頼もしく、誇りに思う次第でございます。

次に、生涯学習関係についてでございます。

毎年、地域の方々が大勢参加し、盛大に開催される公民館まつりにおいては、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが5類感染症に変更されたことにより、今年度は全ての公民館で従来どおりの公民館まつりを実施することが決定いたしました。

次に、7月にリニューアルオープンいたしました町民文化ホールにおいては、こけら落とし事業として、10月1日に森のコンサート第1弾特別公演といたしまして西本裕矢ピアノリサイタルを開催いたします。西本氏は第5回高松国際ピアノコンクールにて香川県人初の4位入賞するなど、数々のコンクールにおいて優秀な成績を残しておられます。チケットにつきましては生涯学習課内、また、町内の公民館にて販売しております。

また、第2弾として、令和6年2月に開催を予定しております森のコンサート楽しい音楽会では、町内で活動されている団体等に出演いただき、まんのう町民でつくり上げるコンサートを開催いたします。参加団体については広報9月号にて募集いたしております。

次に、成人式におきましては、昨年度より成人年齢が20歳から18歳に変わりましたが、まんのう町といたしましては、二十歳の門出を祝う「はたちの集い」として、令和6年1月7日に町民文化ホールにおいて開催いたします。

次に、生涯学習施設関係につきまして、6月より着工しました四条公民館増築工事は地盤改良が完了し、外構工事を含め、基礎工事を開始しました。来年3月の完成に向けて工事を進めております。

次に、文化財関係につきましては、国指定名勝「満濃池」において、昨年度策定いたしました国の名勝満濃池の保存活用計画に基づき、学識経験者からなる名勝満濃池保存活用整備専門委員を5月1日に委嘱いたしました。今後、事業範囲や内容、実施期間等について、総合的かつ具体的に検討し、今後の基本方針となる名勝満濃池保存活用整備基本計画を今年度策定いたします。

また、国指定重要無形民俗文化財「綾子踊」に関しましては、7月10日、ユネスコ無形文化遺産「風流踊」登録記念式典が東京都の文部科学省で開催されました。式典では永岡文部科学大臣から関係団体、市町村へ認定書が伝達されました。まんのう町の綾子踊を含む風流踊のユネスコ無形文化遺産への登録は、平成21年に登録された「チャッキラコ」の拡張登録が認められ、昨年11月に41件の国指定重要無形民俗文化財が風流踊として登録されたものです。まんのう町では貴重な文化遺産である風流踊が次世代に着実に継承されるとともに、地域の活力向上につながるよう、保存会と協力しながら取り組んでまいります。

次に、支所関係についてでございます。

毎年、この時期は仲南地区の伝統行事でありました仲南地区町民バレーボール大会が開催されておりましたが、3月議会の施政方針でも報告させていただきましたとおり、昨年実施したアンケート調査により、大会の継続は断念しております。今後は支所周辺を「教育の杜」として、住民が集える場を模索していければと考えております。まずは仲南こども園の作品展示を仲南支所1階ロビーで実施しておりますので、足を運んでいただければと思います。

また、仲南支所設備改修工事につきましては、順調に進んでいることを御報告させていただきます。

また、琴南地区におきましても、コロナウイルスの影響で中止続きとなっていました琴南地区の夏の恒例行事でありますことなみイベント協会主催の琴南サマーフェスタが4年ぶりに開催されました。用意しておりました1,200本のうちわが開始1時間で完配するほどの大盛況で、2,000人を超える参加者が夜空に打ち上がる花火などを楽しみました。

以上、簡単ではございますが、6月定例議会以降の町政の一端を御報告いたしました。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので、お目通しをお願いしたと思います。

○白川正樹議長 町政報告を終わります。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○白川正樹議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、白川皆男君。

○白川皆男教育民生常任委員長 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

去る9月4日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

まず、適応支援センター「いくむ」と四条小学校特別支援教室の施設の現地視察を行いました。

その後、全員協議会室に戻り、所管課より6月以降の報告を受けました。

初めに、琴南支所より、内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況についての報告がありました。

委員より、内科診療所の臨時休診日の日数について質疑があり、執行部より、日数までは把握していないが、通常であれば学会や研修の際に臨時休診となる。直近では臨時休診日が増加しているが、先生の体調不良や家庭の事情によるものであるとの答弁がありました。

委員より、造田と美合の診療所の受診者数を比較して、美合内科診療所のほうが多い理由について質疑があり、執行部より、調査はしていないが、美合は距離が近いなどの理由から受診者も多いと推測する。また、診療所は隔日ごとに診療をしており、週3日しか診療日がないため、利便性の観点からも、造田地区周辺の方はほかの病院を受診されているのではないかとと思われるとの答弁がありました。

次に、住民生活課より、主要行事、戸籍・住基関係、環境関係について報告がありました。

委員より、以前、地域猫活動への質問をした際に、野良猫対策について近隣自治体にも相談、協議をしたいとのことだったが、その後の状況はどのようなになっているのかとの質疑があり、執行部より、その件に関しては協議ができていないが、野良猫対策の取組として、マイクロチップの助成制度を検討しているとの答弁がありました。

委員より、現在の転入届などの状況について質疑があり、執行部より、県外から転入する方が年々増加しており、特に令和4年度になって多くなっているとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、行事等の報告と令和4年度の福祉関係の状況、国民健康保険の

状況、後期高齢者医療保険の状況、介護保険の状況について報告がありました。

委員より、子ども医療費支援事業において、令和4年度の公費負担額が県単事業においては減少しているが、町単事業は増加している理由について質疑があり、執行部より、県単事業は就学するまでの子供が対象で、年々対象者の数が減少しているため、公費負担額も減少しているが、町単事業は対象が小中学生で、数にあまり変動がないことや、医療従事者や薬剤の単価が上がったことで増加していると推測しているとの答弁がありました。

委員より、社会福祉協議会に委託している生活困窮者への支援活動について質疑があり、執行部より、低所得者への貸付事業や社会復帰するための相談を受ける活動である。また、ハローワークにも同行しているとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、5月から7月の事業等の報告と中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

委員より、5歳児健診に代わる健診として、各こども園を専門家が訪問し、支援の必要な子供を早期発見、支援できる体制を取っていたと思うが、現在の状況はどのようなのかとの質疑があり、執行部より、現在も早期教育支援センター「たむ」と連携して巡回及び支援を行っているとの答弁がありました。

委員より、中讃圏域健康生きがい中核事業の状況を調査し、事業効果の検証をしてはどうかとの質疑があり、執行部より、事業効果算出の調査、研究を検討したいとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、6月、7月、8月の行事報告、8月1日現在の園児・児童・生徒数について報告がありました。

委員より、SSW（スクールソーシャルワーカー）の先生は支援の必要な子供のどのようなところを観察し、アドバイスを行っているのか。また、特別支援学級の先生とは相談や連携は取れているのかとの質疑があり、執行部より、支援が必要な子供の授業中の様子や行動を観察しており、担任の先生にも聞き取りをしている。また、本人や保護者とも話をし、場合によっては家庭訪問も行っている。特別支援の先生とは、常時、話をできているかは分からないが、相談はしている。なお、校内特別支援委員会にSSW（スクールソーシャルワーカー）の先生もメンバーとして参加し、中心となって活動しているとの答弁がありました。

委員より、こども園の職員数や職員の配置について質疑があり、執行部より、採用募集をしても申込みがないなど、職員数の確保に苦慮している。また、40代後半から50代前半の職員が少ないため、町内6園の管理職の配置についても課題となっているとの答弁がありました。

委員より、小中学校における熱中症対策はどのようにしているのか。また、登下校時の対策として保冷材の持参や麦わら帽子の着用、持ち帰り教材の軽減などを検討してはどうかとの質疑があり、執行部より、教室や体育館にはエアコンを完備しており、設備的には問題がないと認識している。また、授業中において重度の熱中症の生徒が出たとは聞いて

いない。部活動時の対策についても、再度、指導管理を徹底する。持ち帰り教材については、ある程度は学校に置くことも可能としており、今後、保冷剤の持参など、登下校時の対策について検討したいとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告、町立図書館利用状況、スポーツセンターまんのう利用状況、天文台利用状況、民具展示室利用状況についてと、四条公民館増築工事（建築）の進捗状況については、若干遅れていたが、現在は工程より早く進みつつあるとの報告がありました。

委員より、最近、老人クラブに入会する方が減り、老人クラブの活動が縮小しているが、今後の高齢者学級などの学級活動についてどのように進めていくのかとの質疑があり、執行部より、高齢者学級は地区ごとに活動しており、まんのう町全体として立ち上げる予定もあったが、新型コロナウイルス感染症の影響で見送っていた。今後はコロナも５類に移行されたことから、再度、検討を行い、老人会とも協力しながら進めたい。また、その他の各種学級についても、各公民館と協力しながら進めたいとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第６ 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○白川正樹議長 日程第６、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、合田正夫君。

○合田正夫建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る８月３０日、午前９時３０分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他であります。

まず、琴南勝浦地区林道家六線の災害現場、仲南帆山地区ＷＣＳ（飼料米）刈取り現場、仲南中山地区ヒマワリ種子乾燥場をそれぞれ現地視察いたしました。

その後、全員協議会室に戻り、所管課より６月以降の事業報告を受けました。

初めに、地籍調査課より、令和５年度調査地区事業実施告示、地籍調査事業測量等業務委託入札及び全国国土調査協会四国ブロック会定例総会等の事務報告がありました。

委員より、地籍調査現地調査計画で、長尾地区は何年頃、地籍調査に入る予定か。また、終了はいつ頃かとの質疑があり、執行部より、地籍調査は令和７年度から林ノ下、檜林、

天神と進め、地籍調査終了は令和１０年頃の見込みであるとの答弁がありました。

次に、農林課より、農業委員会の行事報告、農林振興関係の行事報告のほか、有害鳥獣捕獲頭数、補助金状況の報告、令和５年度木育関係実績の報告、まんのう町農業委員会委員等の推薦・公募に向けたスケジュールの報告、コウノトリに関する報告書の報告がありました。

委員より、仲南帆山地区で視察したＷＣＳのドローンによる全総まきはどの程度の収量があったのかとの質疑があり、執行部より、刈り取ったロールの本数は確認できていないが、刈り取る前の状況を確認すると、雑草が思いのほか多く、収量は少なかったため、今後、ドローンによる全総まきは不向きと考えているとの答弁がありました。

委員より、琴南地域活性化センターで行っている木育体験の状況について質疑があり、執行部より、琴南地域活性化センターの木育体験については、ほとんどがリピーターの方の参加で、新規の方はいないとの答弁がありました。

委員より、琴南地区のコウノトリの巣について、今後、そのままにするのか、撤去するのかとの質疑があり、執行部より、生まれたひなは既に鳴門に飛んで行ったが、親は時々巣に帰ってきている。巣の保存については関係機関と協議の上、決定するが、地元要望として残してほしいと伝えているとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係進捗状況、主なため池の８月１４日現在の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係などの報告がありました。

委員より、祓川公園トイレの入札不調の主な原因についてと、今後の完成予定について質疑があり、執行部より、入札不調の主な原因は、資材単価の高騰により入札金額が予定価格を下回らず、落札要件を満たさなかったことである。また、当初予定していた２月完成には間に合わず、完成時期は未定であるとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、若者住宅取得及び地域木材利用住宅等補助事業、水道給水管布設事業、ひまわり推進事業、ものづくりセンター管理運営事業、琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）事業、ふるさと納税事業、商工業、移住・定住事業の報告がありました。

委員より、ひまわり推進事業において、今年の種の見込み収穫量が２トン程度とのことだったが、目標収穫量の１０トンとはあまりにも差が大きいのではないかと。原因は種か農地の問題と言われているが、生産者に支払われる種の買取り価格が低いことが原因ではないかと。また、ものづくりセンターに支払われている指定管理料の内訳の説明をしてほしいとの質疑があり、執行部より、今年、種の買取り価格の値上げがあったが、まだ生産者にとって納得する価格ではないと考えている。指定管理料に関しては、後日、改めて調べて説明をするとの答弁がありました。

委員より、今年のひまわりまつりはなぜ中止にしたのか。判断するのがあまりにも遅かったのではないかと。町内には咲いているところもあったはずだが、場所の変更や延期はで

きなかったのか。また、費用についても使っていたはずだがとの質疑があり、執行部より、中止にした判断が遅いと言われれば致し方ない。延期と場所の変更に関しては、他の場所も開花が遅れて壊滅状態だったため、開催ができないと判断した。次年度からは中止とならないよう対策を検討する。また、費用に関しては、後日、改めて報告するとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第７ 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○白川正樹議長 日程第７、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る９月５日、午前９時３０分より、全員協議会室におきまして、委員４名、議長、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、総務課より、５月上旬から８月上旬までの事業報告、町内火災発生状況、救急出動状況、交通事故発生状況、選挙人名簿登録者数、防災出前講習状況、交通事故発生日報の報告と、６月から８月の水防本部設置状況について報告がありました。

委員より、水防本部設置時の勤務体系と従事する職員の体調管理対策、避難所の職員の配置状況について質疑があり、執行部より、水防本部設置時は交代で仮眠を取りながら対応に当たっている。水防本部解散が明け方になった場合も通常勤務を行っている。今後は職員の体調管理対策や避難所の職員体制について検討したいとの答弁がありました。

委員より、避難所は早めの開設が必要と思われるが、町内でも地区によって降雨量に違いがある。そのような場合は、避難所開設の判断はどのように決めているのかとの質疑があり、執行部より、まんのう町は広く、地区ごとに降雨量に違いがあるが、警報などの町で定めた要件に該当すれば、安全を最優先し、避難所の開設をしているとの答弁がありました。

委員より、先日、まんのう町で時間雨量９０ミリとの発表があったが、正確な数字なのかとの質疑があり、執行部より、発表は９０ミリであったが、理論値であって、実際の雨量ではない。実際は３５ミリ程度だったとの答弁がありました。

委員より、これから台風の本番を迎え、警報が発令される状況が増えると想定するが、今後の防災体制についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、通常は防災担当などの総務課職員4名が中心となって対応しているが、気象状況や被害状況によっては、各課と連携をして住民の安全を守りたいとの答弁がありました。

委員より、災害時は行政で対応できる範囲に限界があるので、有識者を中心に自助の取組を住民に推進し、防災意識を高めてはどうかとの意見があり、執行部より、町民の方に自助について理解を深めてもらうため、防災の出前講座やホームページなどで啓発を行いたいとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、定住自立圏形成の事業報告、財団法人ことなみ振興公社、有限会社仲南振興公社の令和5年度第1四半期の実績報告、交通対策関係ではあいあいタクシー、福祉タクシーの利用状況報告、公聴広報、情報政策、人権啓発、男女共同参画推進関係の事業報告などがありました。

委員より、エピアみかどと塩入温泉の経営は、ここ数年、厳しい状況にあるため、町民の福祉のために存続するのか、観光客などの誘致のために存続するのかなど、存続について検討する必要があるとの意見があり、執行部より、今後の経営状況を注視しつつ、所管課も交えて協議、検討したいとの答弁がありました。

委員より、近年は旅行などを計画する際にはネット検索で情報を収集することが主流となっているが、まんのう町のホームページは利用者にとって検索しづらいと感じる。他の自治体などのホームページを参考に刷新してはどうかとの意見があり、執行部より、ホームページ作成会社と協議して、利用しやすくなるよう検討し、ホームページ作成に関する職員の勉強会も開催したいとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和5年度の町民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の調定額について、町民税等の滞納繰越残高の推移状況について、コンビニエンスストア決済、スマートフォン決済の実績についてなどの報告がありました。

委員より、ゴルフ場の利用者が増えているが、ゴルフ利用税の収入はコロナ前と変化はあるのかとの質疑があり、執行部より、令和3年度との比較では、あまり変化していないとの答弁がありました。

委員より、滞納繰越額が年々減少しているので、引き続き尽力するようにとの意見がありました。

次に、会計室より、令和4年度の一般会計、各特別会計の歳入歳出決算について報告があり、一般会計について、歳入決算額13億5,043万8,221円、歳出決算額12億7,056万2,894円、歳入歳出差引残額5億7,987万5,327円であり、対前年度と比べ歳入が4%の増、歳出が3.7%の増である。また、6月、7月、8月に出納検査を受け、監査委員より適正に処理できているとの報告を受けたことの報告がありました。

次に、琴南支所より、5月から7月の事業報告、琴南農改センター、琴南総合センター

の利用実績、窓口受付件数について報告がありました。

委員より、前回の委員会で琴南総合センターのワークショップルームの利用率向上対策として、小売店用の店舗として利用するなどの検討をお願いしていたが、どのようになっているのか。今後、何か利用の予定はあるのかとの質疑があり、執行部より、小売店の店舗としての利用を地元の関係者の方をお願いをしたが、出店の希望者がおらず、現在のところ利用の予定はない。今後は地元の意見を聞きながら、多角的な観点で検討したいとの答弁がありました。

次に、仲南支所より、5月から7月の事業報告、町マイクロバス運行実績の報告がありました。

また、二宮忠八飛行神社大祭と忠八まつりについては、主催団体が3年ぶりの開催に向けて進めていることと、仲南支所設備改修工事の進捗については、半導体不足の影響を受けて資材の調達が遅れていたが、現在は順調に進められているとの報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 総務委員長に一つお聞きします。

税務課のところで、委員からはゴルフ場の利用者が増えているが、ゴルフ利用税の収入はコロナ前と変化はあるのかと質疑をされています。でも執行部の答弁では、令和3年度との比較ではあまり変化はしていないと答弁されていますが、令和3年度がコロナ前でしょうか。コロナ真ただ中ではないかと思いますが、その辺りについて議論はなかったのでしょうか、お聞きします。

○白川正樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 その辺りについて議論はしておりませんが、今後の中でしっかりと調べて、また答弁していきたいと思っております。

○白川正樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 私が認識している中では、コロナ前では3,000万台、今では4,000万を超えているあたりでありますので、しっかりとその辺りを議論して、正確な答えを求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 議員御指摘の点につきまして、今後、十分調べて、また回答したいと思います。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

途中でございますが、ここで休憩を取ります。議場の時計で 10 時 55 分まで休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 41 分

再開 午前 10 時 55 分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第 8 報告第 1 号 令和 4 年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について

○白川正樹議長 日程第 8、報告第 1 号 令和 4 年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率についての件を議題といたします。

提出者に報告内容の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第 1 号の令和 4 年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について、その提案理由を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものであります。

2 ページを御覧ください。

健全化判断比率についてであります。上段の表のとおりとなっております。実質赤字比率、連結実質赤字比率は昨年度と同様に該当ありませんでした。実質公債費比率は昨年度から微増の 8.6 となりました。将来負担比率においては、昨年度と同様に該当ありませんでした。昨年度同様に全ての指標で基準を下回っており、健全な結果となりました。

次に、資金不足比率についてであります。下段の表のとおりとなっております。こちらの指標も昨年度と同様に、全ての公営企業会計において資金不足はない結果となっております、良好な結果となりました。

また、水道事業会計は平成 30 年度より香川県広域水道企業団へ移行となりましたので、算定外となっております。

なお、令和 4 年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率について、8 月 3 日に監査に付しており、その意見書を添付しておりますので、御確認ください。

以上、報告いたします。よろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 本件は報告事項ですが、特に質疑がありましたら許可をいたします。質疑はありませんか。

6 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長から報告があつて、経過報告の中でもその中身について説明い

いただきました。監査委員さんの意見も的確に作成されており、良好な状態にあり、健全な財政運営と、そんなふうの評価するとあります。

私も全く同感でありまして、問題ないんですけれども、本議会における令和4年度の決算審査において最も大事なところがここだろうと思うんで、議場の皆さんと御一緒に中身を理解したい、こういうことであります。この話を聞いていれば、新年度予算編成に各課の課長さん方がどのような積極姿勢になるのか、慎重になるのかという方向が出るんだろうと思うんです。

それで、実質公債費比率です。これはわずかに前より上がったということです。私の手元の資料では、令和元年度7.2やって、2年度8.3と上がって、令和3年度7.9と下がるんですよね。令和4年度8.6と上がるんです。今年の予算書を見ますと、公債費が11%ちょっと下がると。借金払いが減るんで、令和5年度の決算においては、この8.6からまた下がるかもしれん。

私の今までの経験ですと、じわじわじわじわ上がりよる。どっかでじわじわじわじわ下がりよるという傾向を示すんです。ところが、これ、凸凹なんですね。満期が来たり、いろんな事情があるんだろうと思いますけれども、財政所管が掌握している見解を伺いたい。ここをみんなで共通理解すれば、我が町の財政運用は盤石であろうと思うわけであります。

かつてちょっと凸凹したのは、PFIの施設の償還が始まった年に、何ぼ上がるんやらかと、私、見よったんですね。新任の議員やったから、見たら0.6上がっただけやった。やった、PFIの負担のはうちの町を揺るがすことはない。PFIの事業をやるときに大きな不安感があって、100億円の債務負担行為に皆さんびびって、熱い議論しましたがけれども、心配なかったんやということですね。

ここについてちょっと説明して、理解をしておきたい。以上であります。よろしくお願いいたします。

他の指標においては全く問題ない。この地方財政健全化法を総務省が制定してから、地方財政白書が全国の市町村財政を見て、今、夕張が後始末しよるだけで、日本中が健全至極になっておりますね。お金はいつも足りないんでいいんですね。いつもやりたい政策がいっぱいあるから、お金は足りんのやいうのは悪いこっちゃないんだと私は思っております。

実質公債費比率の経過について御説明を求めます。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 ただいまの竹林議員さんの御質問にお答えします。

まず、先ほど町長から御説明しましたとおり、健全化判断比率の中で唯一プラス値である実質公債費比率は3年度から0.7ポイント増の8.6となりましたが、全ての指標において基準値を下回っており、健全な財政運営ができていると監査委員の方からも御意見をいただいているところでございます。

そういった中で、タブレットの令和5年第3回定例会、総務課、赤のフォルダがござい

ます。その中に、合併当初から令和４年度までの実質公債費比率の経年変化グラフを掲載しております。実質公債費比率の計算式を掲載しておりますけれども、その横に分析を記載しております。合併当初の平成１８年度は１５．８％と、合併から４年間は１０％を超えておりました。この要因につきましては、実質公債費比率の算定式の分母となる交付税算入元利償還金が令和４年度と比べますと約１２億円ほど少なかったためでございます。さらに、平成１８、１９年度頃につきましては、まだ合併特例債を活用した事業を始めたばかりであり、後年度措置される交付税における合併特例債の交付税算入元利償還金がほぼなかったためでございます。

しかしながら、平成２２年度頃より徐々に合併特例債であれば７０％の金額が交付税に算入始めたことにより、平成２６年度頃から７％から８％台に落ち着いて、現在も推移しているところでございます。

今後とも、財政健全化指標を注視するとともに、竹林議員さんがいつも言っておられますように、全職員が情報のアンテナを張り巡らすことで、国・県などの新しい補助制度をいち早くキャッチし、資金調達の面で有利な地方債と併せて有効活用するとともに、財政面においては常にアクセル、それとブレーキを意識しながら、計画的かつ分析結果を重視した健全な財政運営を推進してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○白川正樹議長 ６番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 的確な御説明をいただきました。

地方債を起こすことは怖がってはなりませんね。水道だったら何十年も使うから、使う世代の人が分割して払ったらいいいというのがあれで、貯めたお金で水道や学校をするのは大間違いですね。ですから、的確に政府に集まったお金を私たちの年金やかんぽ生命保険や郵便貯金や失業保険や労災保険みたいなお金がみんな財務省が管理しよって、その調達に我々が行かなければ、我々の町はお金を出すだけ疲弊するわけです。うちの町から出ていくお金と入ってくるお金を均等にしなきゃいけない。これがマイナスのときは人口が減少すると、こういうことだろうと思います。

うちの町の財政所管は的確に運用された。２０億円ぐらいの普通建設事業を続けておりますけれども、うちの財政は揺るぎもしない。財政再生基準とか総務省が目光らすこの基準からは極めて低い水準であります。

私は旧仲南時代に１７％ぐらいの数字を経験して、三、四年やめたらずっと下がる。

総務課長、お尋ねしますが、これ、今年度公債費が予算で下がっておりますね。４年度は８．６２やけど、今年、５年の決算したら下がりそう。これはどっか大きなことが償還を終えたのか、こういうようなもんがなくなりましたとか、こういう事情です、分かるとる範囲、御説明願えたらより具体的です。お願いします。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

議員さん御指摘のように、令和５年度の公債費につきましては、１億７，９００万ほど４年度より下がった状況となっております。これにつきましては、１０年前頃、ちょうど満濃中学校の改築事業がありまして、その頃に借り入れた合併特例債、それがちょうど４年度で償還を終わったということでございまして、かなり額が１１％も減額となっております。

それで、先ほど申し上げられておりましたように、来年度の実質公債費負担比率につきましても、少し下がるような見解でありますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 ６番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 納得いたしましたけども、ＰＦＩの事業みたいに大きな投資を行うときには、実質公債費比率や将来負担比率を事後算定だけじゃなくて事前に予測計算しておけば、あんなＰＦＩをやるときみたいな大トラブルを起こさずに済むように思いますね。通常どおりやとる分には、これぐらい上がるのは見当つくんですけど、どんとやらないかんときもありますよね。その数値が０．３違ったり、実績と違ったりかまん、予測やからね。でも検討をつけるということが大事なんで、私のおった会社では原価計算から経理は育てていくんですよ。一番経理部長になる人というのは設備投資をやるんですね。先行きの見通しをできる人が会社の命運を決めるわけですね。

財政所管が各課と相談しながら的確な運用をしてくれたこと、これが我が町が毎年よそから比べると積極的な投資を行ってるけども、揺るぎもしない。有利な財源調達をやってること、これを今後も続けていただいたら、お礼を申し上げ、お願いを申し上げておきます。以上です。答弁結構です。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑を終了いたします。

これをもって、本件は報告済みといたします。

日程第９ 認定第１号 令和４年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第１０ 認定第２号 令和４年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１１ 認定第３号 令和４年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１２ 認定第４号 令和４年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１３ 認定第５号 令和４年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１４ 認定第６号 令和４年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 認定第 7 号 令和 4 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○白川正樹議長 日程第 9、認定第 1 号 令和 4 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 10、認定第 2 号 令和 4 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 11、認定第 3 号 令和 4 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 12、認定第 4 号 令和 4 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 13、認定第 5 号 令和 4 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 14、認定第 6 号 令和 4 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 15、認定第 7 号 令和 4 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上、認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 件について、会議規則第 37 条により一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認め、認定第 1 号から認定第 7 号までを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、認定第 1 号から第 2 号の概要説明を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が 131 億 5,043 万 8,221 円、歳出決算額が 125 億 7,056 万 2,894 円となったことから、歳入歳出差引残額は 5 億 7,987 万 5,327 円で、翌年度へ繰り越すべき財源の 7,976 万 7,000 円を差し引いた翌年度への繰越額は 5 億 10 万 8,327 円でございます。このうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入金はございません。

また、一般会計における年度末地方債残高は 130 億 862 万 9,000 円で、前年度比 2 億 7,474 万 3,000 円の増となっております。理由といたしましては、大規模改修事業における合併特例債、緊防債などの借入額の増加によるものでございます。

特別会計におきましては、起債の償還終了及び地方債発行額の減少により、地方債残高は前年度に比べて 9,976 万 8,000 円の減、9 億 4,419 万円となっております。

認定第 1 号から認定第 7 号までは、地方自治法第 233 条の 3 の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

なお、地方自治法第 233 条の 5 の規定により、主要施策の成果報告書を併せて提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

要点説明につきましては、会計管理者より説明を行わせますので、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 会計管理者、國廣美紀君。

○國廣会計管理者 私からは、ただいま上程されました認定第1号から第7号のうち、町長から御説明いたしました一般会計を除いた特別会計の決算額につきまして御報告申し上げます。決算書に沿って御説明いたしますので、お手元に配付されている決算書を御用意ください。

それでは、決算書の213ページをお開きください。

認定第2号 令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計のうち、事業勘定の歳入歳出決算でございます。歳入決算額22億6,507万6,977円に対しまして、歳出決算額22億3,412万2,213円となり、歳入歳出差引残額は3,095万4,764円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は3,095万4,764円でございます。決算額の前年度比といたしまして、歳入が4.8%の減、歳出が0.8%の減となっております。

次に、255ページをお開きください。

令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計、直営診療施設勘定のうち、歯科の歳入歳出決算でございます。歳入決算額409万4,470円、歳出決算額は同額の409万4,470円でございます。よって、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額はございません。決算額の前年度比は歳入歳出ともに0.7%の増となっております。

次に、269ページをお開きください。

令和4年度まんのう町国民健康保険特別会計、直営診療施設勘定のうち、内科の歳入歳出決算でございます。歳入決算額5,653万4,344円、歳出決算額は同額の5,653万4,344円でございます。よって、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額はございません。決算額の対前年度比は歳入歳出ともに8.1%の減となっております。

また、国民健康保険特別会計全体の決算額の対前年度比は歳入が4.8%の減、歳出が1.0%の減でございます。

293ページをお開きください。

認定第3号 令和4年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額3億1,431万1,455円に対しまして、歳出決算額3億733万4,259円となり、歳入歳出差引残額は697万7,196円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は697万7,196円でございます。決算額の対前年度比は歳入が7.0%の増、歳出が5.6%の増となっております。

315ページをお開きください。

認定第4号 令和4年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額26億5,639万8,562円に対しまして、歳出決算額26億1,279万5,672円となり、歳入歳出差引残額は4,360万2,890円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は4,360万2,890円でございます。決算額の対前年度比は歳入が0.6%の減、歳出が1.9%の減となっております。

３７１ページをお開きください。

認定第５号 令和４年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額１億８，６２９万２，８２０円に対しまして、歳出決算額１億８，５１７万３，８３７円となり、歳入歳出差引残額は１１１万８，９８３円でございます。このうち翌年度へ繰り越すべき財源が１２万４，０００円ございますので、これを差し引いた翌年度へ繰越額は９９万４，９８３円でございます。決算額の対前年度比は歳入が９．８％の減、歳出が７．６％の減となっております。

３９５ページをお開きください。

認定第６号 令和４年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額３，０１４万５，６０８円に対しまして、歳出決算額２，９３３万２，５３８円となり、歳入歳出差引残額は８１万３，０７０円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、翌年度へ繰越額は８１万３，０７０円でございます。決算額の対前年度比は歳入が６．７％の減、歳出が８．６％の減となっております。

４１５ページをお開きください。

認定第７号 令和４年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額３，３９０万３，７１２円、歳出決算額は同額の３，３９０万３，７１２円でございます。よって、翌年度へ繰り越すべき財源及び翌年度へ繰越額はございません。決算額の対前年度比は歳入歳出ともに５．６％の減となっております。

４２９ページからは財産に関する調書でございます。

なお、執行内容の詳細につきましては、付託予定であります常任委員会におきまして、各担当課長より御説明申し上げます。

以上、御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます、御報告とさせていただきます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

質疑に入る前に、監査委員が議場におられますので、審査の報告をお願いいたします。

大西豊監査委員。

○大西豊監査委員 それでは、決算審査の報告を申し上げます。

地方自治法第２３３条第２項の規定により付されました令和４年度まんのう町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の審査を、７月１３日から８月８日までの２７日間にわたり、まんのう町役場第２委員会室ほかにおいて審査いたしましたので、御報告いたします。

審査の方法は主要施策の成果に関する報告書、各会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書等の関係帳簿等により照合審査を行うとともに、所管課に都度説明を求め、計数の正確性及び予算執行の適否などを重点に審査いたしました。

審査の結果は、歳入歳出決算及び書類はいずれも関係法令等に準拠して作成されており、

決算の計数につきましても、関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを認めました。

また、予算の執行及び収入、支出、財産の管理等、財務に関する事務等については、おおむね適正に執行されたものと認められました。

審査内容の詳細につきましては、タブレットに審査意見書を入れておりますので、御確認いただければと思います。

以上が審査の結果となりますが、ここで監査委員の意見も併せて申し上げます。

令和４年度一般会計決算では、満濃南こども園統合施設建設工事や町民文化ホール吊り天井改修工事、非課税世帯等臨時特別給付金事業や５０％つきのプレミアム商品券事業等が実施され、歳入総額１３１億５，０４３万８，０００円、歳出総額１２５億７，０５６万３，０００円となっており、経常収支比率は８８．３％と前年度より８．５ポイント悪化し、実質公債費比率も８．６％と前年度比０．７ポイント高くなっています。いずれも国の示す基準を下回っており、財政運営は良好な状態で推移していると思われませんが、合併特例債の発行期限である令和７年度が目前に迫っており、自主財源の確保に努めることはもとより、将来的に町の存続を図る意味においても、本来の財政規模に計画的に近づけていく取組が必要であると考えます。

各特別会計の決算においては、いずれも一般会計から繰入れを行うことでサービスの維持ができており、依然厳しい財政運営を強いられています。本町の保険料（税）、利用料等の収納率は職員の努力により県下でも高い水準を維持できていますが、今後も利用者負担の公平性を踏まえ、効果的な徴収対策を図り、住民の生命と健康、また、住環境を守る大切な事業として、健全で安定的な運営を行うよう努めていただきたいと思います。

また、今回の監査中に機器・備品等の廃棄を随意契約により業者委託した事例が複数件あり、聞き取り調査を行ったところ、処分品の中には高額な非常用自家発電設備や有価物に当たるとされる金属系の物品が含まれていました。物品等の処分については、まんのう町普通財産の売払いに関する要綱に基づき処分すべきであり、まず有価物として売り払えるかどうかの判断を行った上で処分方法を決定するよう指導しました。公有財産は町民みんなの財産であり、その処分についても細心の注意を払い、業務を執行していただきたいと思います。

なお、昨年度の行政監査において不用額の調査を行い、予算編成並びに予算執行を的確に行うよう意見を述べましたが、令和３年度に７億６０万３，０００円（予算額の５．０１％、執行額の５．７８％）あった不用額が令和４年度には５億６，７３３万８，０００円（予算額の４．０４％、執行額の４．５１％）と改善が見られました。今後も引き続き、予算積算時の十分な精査と事業終了時の適切な会計処理を行っていただきたいと思います。

また、数値の改善に対しては職員各位の努力と成果を評価するところであります。

長く重苦しいコロナ禍の時代を耐え、日常生活の回復を見込めるポストコロナ期に入り、ようやく明かりが見え始め、国内でも人流と物流が戻りつつあります。

昨年、大東建託（株）が行った「住み続けたい街ランキング」によりますと、香川県下

8市9町でまんのう町が住み続けたい街として1位となったとの報道がありましたが、これは今まで町が行ってきたインフラ整備や各種住民サービスが、住民が望む住環境づくりに合致した成果ではないかと思料するところであります。

令和4年度の事業は新型コロナ関連の事業を除きハード事業の支出が目立ちましたが、人口減少に歯止めのかからない本町に一人でも多くの人に訪れていただき、また、住み続けていただけるように、魅力あるソフト事業の開発にも一層の努力をお願いするとともに、まちづくりの目標である町の総合計画の早期具現化に期待するところであります。

以上が、監査委員の意見となります。

なお、参考までに、決算審査に併せて地方自治法第241条第5項に基づく基金運用状況審査と地方自治法第199条第4項に基づく定期監査、同条第2項に基づく行政監査、同条第7項に基づく財政援助団体監査、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による健全化判断比率及び資金不足比率審査を行っておりますので、その結果を議会に提出しております。

各報告書はタブレットに入れられているようですので、御確認いただきたいと思います。

以上で、監査結果の御報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、審査の報告を終わります。

これより、認定第1号から認定第7号までの7件に対する質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 議員選出の監査委員さんから御報告がありました。従来の監査報告と内容が全く違って、具体的に監査報告が議案としても挙げられておるし、タブレットの中に、私も初めて見たんですが、一般会計、特別会計審査、基金運用状況審査報告、それから健全化比率、資金不足比率報告に土地開発基金のところ、それから財政援助団体、振興公社の系統の監査とか、行政監査とか、例月監査とか、本当に監査委員さん御奮闘なされた。実務に深く入られたと敬服申し上げ、お礼申し上げます。

私どもの町、順調にっておりますが、不祥事だけはばらばら起きよった。これは我々議会が監査委員の活動に関心を持てなかったこと、監査委員からの確な報告がなかったこと、これが大きな問題だったと思います。監査委員さんの今回の報告は大きな改善を住民の前に見せることができた。これで町長と議会と監査委員の三者牽制と連携、これが機能したらほんまに日本一の町になるような気がいたすわけであります。

せっかくですから、ちょっと監査委員さんに私の期待を申し上げておきます。お答えできるのであれば、答えていただきたい。

いろんな法令遵守、条例を守ってるんじゃないくて、執行する途中で法令の遵守があります。これをこの後、取り組んでいただけるのか、それから費用対効果を表とかグラフで出していただく準備をされるのかどうか、これを伺っておきたい。まず1本目、それであり

ます。

○白川正樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊監査委員 今回、監査報告を出すに当たりまして、私も監査委員の一員として、議会議員選出でありますので、令和5年8月3日に監査結果の報告書というのを局長のほうに出しました。監査委員制度は皆さん御存じだと思いますけど、それぞれ議員、監査委員会ではなくして、監査委員が2名おって、それぞれの意見を述べて報告することになっております。そういう中で、取りまとめは局長にさせていただきましたが、私も、新名監査委員さんは専門家でありますし、勉強させられるところは多かったですけど、同じ同世代でありますので、ちょうど同じ満濃中学校時代の同級生であります。そういうふうな関係で、昔で言うたら儉約いうんかな、そういう中で、やっぱり事業を進める中で協力するし、本当に勉強にもなるし、意見を共有することができました。

そういう中で、今、法令遵守ということを言われました、竹林議員が。適正な答弁になるか分かりませんが、皆さん御存じのとおり、平成23年3月18日に成立しました議会基本条例、それとそのときに倫理条例があったんですが、倫理条例につきましては不成立になりました。そういう中で基本は議会基本条例であります。そういう中で、監査の中にいろいろその条例を見ながら、私も素人ながら、特に専門分野については審査しております。皆さん御存じだと思いますが、まんのう町議会基本条例というのは。

○白川正樹議長 大西議員、監査の意見をお願いいたします。

○大西豊監査委員 その基本となること、今回初めてですので、監査した心構えをちょっと発言させてもらいます。監査を、やはりこの基本条例をつくったという基本を知らない方もおりますので、できれば、議会は言論の府であります。議会基本条例があったから、皆さん、まんのう町のPFI事業についても、24年に不正があったけど、議会が機能したわけです。そのことをみんなに共有していただくために、私もとにかく監査は素人ではありますが、私は言論の府であるし、私の考えを述べて、今回初めてですので、毎回は申し上げませんが、考えを述べてしておりますので、できるだけ簡単に発言しますので、よろしくお願いいたします。

そういう中で、議会基本条例が言いたいのは、1番は執行者と町長と議会が対等の立場で議論するということです。さっき竹林議員が質問しとる中で法令遵守という言葉がありました。議会が欠けとったところは、同じことを繰り返しますけど、平成30年10月23日、議員がしてきたことに対して、それにもかかわらず、後からまんのう町監査報告書、令和2年11月5日に来とるんですけど、このことが、これまで遅くなった関係で損害が拡大したわけです。そういうことで、今、竹林議員のほうからいろいろ御指摘、頑張っとるということがありましたけど、やはり議会にまずお願いしたいことは、やはり監査委員が報告したことについて議論していただきたいということです。それと執行者に対しても、議会が指摘したことについては、できるだけ早く是正していただき、各課長がその情報を共有することによって、今回の不正事件についても相当防げとったわけですよ。

○白川正樹議長 大西議員、監査委員としての意見をお願いいたします。

○大西豊監査委員 だから言いよることや、共有しとけば。

○白川正樹議長 竹林議員の質問に答えていただきたいと思います。

○大西豊監査委員 関連しております、法令遵守いうことを。

前置きはそれで終わりですけど、法令遵守いうことは、タブレットの中を見ていただいたら分かりますけど、先ほども報告しましたけど、繰り返して申し上げます。

今回、これがどうして分かったかいうことは、監査中に機器・備品の廃棄の随契というのが分かったのは、監査委員の中で、机やなんかを町役場の中で、実際は町役場でなかったんやけど、机とかなんとかをトラックに積んどって、これどこのもんやといっている調べてもらった結果、町のものじゃなかったんです。そういう中で、議案の審議の中で、随意契約275万円が、過去においても、仲南の小学校のときに産廃として処理した事例についても、議会が指摘しとったのに、執行者は同じことをまた、今回、随意契約でやっ取る、275万円。先ほど具体的に言うておりますのは、高額な非常用発電機、こういうのも脱着料、処分料を町が支払っとるわけですよ。130万以上であるのに、275万円も随意契約で。それは監査報告に新名監査委員も私も共有しとるんですけど、そういうことが発覚したわけですよ。過去に議会が指摘しとるのに、執行者は同じことをやっ取るわけですよ。その原点は議会基本条例でありますので、私は、違うというかもわかりませんが、監査報告すれば、我々も真剣にしておりますので、その文書、今回も一緒ですけど、議長と町長宛てに同じ書類を出しております。執行者も課長会で共有していただきたい。議会も議長の下、この議会に特に共有していただくことが改革につながるところで、たくさん言いたいところがありますが、それは絶対に公のお金ですので、住民に対しては、例えば税金の徴収率にしても、極端に言えば、差押えしてまで徴収しとるケースがあるんですよ。それは絶対に声を大にして、私見も入りましたかもわかりませんが、私は監査の意見書いうことをおおむね取り入れられておりますけど、局長宛てに出して、取りまとめの中にほぼ入れられておりますので、今、議長のほうから云々、個人的な意見いうけど、個人的な意見じゃないんですよ。議会にしっかりしてください、課長会しっかりしてくださいということが監査の意見です。以上です。

○白川正樹議長 ほかに。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 監査委員さんの指摘を肝に銘じて、監査委員報告をつぶさに見て、我々が決算審査することを申し上げておきたいです。

実に的確にこの成果報告書の後ろにグラフとか入念な資料があります。これを読み解かないかんし、監査委員さんの文献を読み解いた上で、私たちが取り組むべきだと思います。

なお、この決算書を見ますと、432ページに、債権のところでは損害賠償金というのをここへ明示されておりますね。実に的確な事務方の対応とお礼を申し上げます。やはりこういう姿勢が信頼される行政につながるんだろうと思います。

そして、一つ、大抵誰も聞かんでしょうから、ここで聞いておきたいのは、私どもの町、これ税収が3.7%上がってますね。住民の経済活動が令和4年度においては好調だったということですかね。

このページの、成果報告書の262ページを見ると、毎年税収上がとんや。おい、我が町、経済活動順調なんか、町民の生計はよりよくなりよるんかと、こういうことが税収の面から見るわけです。税収から町民経済を、町民生活を読み取るという姿勢をみんなで持とうかというのが私の提案でありまして、この税収が3.7%上がったのが、これは固定資産税が上がったのか、その土地なのか、家屋なのか、償却資産なのか、個人住民税なのか、法人住民税なのか、ここをちょっと所管に承っておきたい。税収のところは、多分、皆さん質問されんでしょうから、これを通して財政と町民生活、地域と経済循環を観測する眼力を執行部と議会が持てたならば、我が町は発展するに違いないと思うわけであります。税収の中身の説明を求めます。

(大西樹議員退席 午前11時46分)

○白川正樹議長 税務課長、黒木正人君。

○黒木税務課長 竹林議員の御質問にお答えします。

数字から見ると、確かに税収は上がっておりますが、その要因につきましては、ちょっとひもといていかないといけない面もございますので、次の委員会に何かそういう答えが分かりましたら、御報告させていただきます。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 住民税の申告で、目の前で職員たちが実感したことを集計するのがまず目の前で大事だろうと。それから経済センサスがあるわな。労働力調査があるわな。土地家屋調査があるわな。これを見たら不動産の動きと住宅建設の動きは皆さん直接行くわ、分かる。そして経済センサスで業種ごとに見れば、どの業界が伸びたんやということですね。国税は何しよるかいうたら、住宅の木造が伸びたいうたら、そこを重点的に調査に入る、査察に入るんですよ。

税務課長だけでなく、所管課、大きなみんなの目で町民生活と町民の経済循環をウォッチしようじゃないか。そうすれば有効な手だてが打てる。交通立地がよくなれば経済活動が盛んになりますね。そういう要素を、国道に、どっからどこへ物が動きよるのか、これを見る決算審査にしていきたいということであります。

(大西樹議員入室 午前11時48分)

○白川正樹議長 竹林議員、質問をお願いいたします。

○竹林昌秀議員 税務課長がこれから調べる、それで結構です。一遍に答えにたどり着きませんけれども、そのお答えをいただくと、私が申し上げた趣旨でやっていただくことをお願いしておきたい。

税制を握っとる財務省が日本を動かしとるんですね。その分析ができれば世の中が動くわけです。以上、よろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ただいま、監査委員から結果並びに意見書等の報告がございました。それを受けて、執行部の現状の心境をちょっとお聞きいたしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

今回、監査委員さんからかなり深くいろいろな御意見を賜りました。課長全員いろいろな意見を共有して、指摘があった箇所につきましては、十分今後検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 指摘されたことについては十分と、こういう意見でございます。指摘されないようにというのが一つ不足しておるんじゃないかと思いますが、いかがですか。監査委員から指摘されないようにやっていくということが言葉の軸の中には入ってなかった。指摘されたことについて、十分課長とやっていくと、こういう意見ですが、あとの分についてはどうなんですか。指摘されないように、間違いないようなことをやるという感じには私は取れないんですが、どうですか。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

ちょっと言葉足らずで申し訳ありませんでしたが、監査委員さんから指摘されましたことはもちろんのこと、今後、そういう指摘がないように、万全の体制で臨んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております認定第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

認定第2号、第3号、第4号、第7号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

認定第5号、第6号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

休憩を取ります。議場の時計で13時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時30分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第16 議案第1号 まんのう町健康生きがい施設設置条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第16、議案第1号 まんのう町健康生きがい施設設置条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１号 まんのう町健康生きがい施設設置条例の一部改正につきまして、その提案理由を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、満濃農村環境改善センターの解体決定に伴い、同施設内に設置しておりますフィットネス会場の健康生きがいルームを旧満濃南保育所に移転するため、条例第２条に規定する健康生きがいルームの名称を「まんのう町満濃農村環境改善センター（健康生きがいルーム）」から「旧満濃南保育所（健康生きがいルーム）」に、位置を「まんのう町四條７３４番地１」から「まんのう町吉野下１３９８番地２」に改正するものでございます。

なお、施行期日は令和５年１０月１日からとしております。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第１号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第１号 まんのう町健康生きがい施設設置条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１７ 議案第２号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第１７、議案第２号 まんのう町公共下水道条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、ただいま上程されました、議案第２号 まんのう町公共下水道条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

令和２年４月１日より、まんのう町の公共下水道使用料の徴収事務を香川県広域水道企業団へ委託しておりますが、使用料の算定方法について、まんのう町のみ独自の運用となっておりましたことから、他市町に算定方法を合わせるよう改正を行うものでございます。

議案の表中、左に改正後と右に改正前の一部変更箇所を抜き出して表示してございますので、御確認ください。

以上、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

１５番、川原茂行君。

○川原茂行議員 この改正が実は令和２年ですから、その前の段階になりますが、例えば香川県の香川用水の取水しておる料金、いわゆる香川県が水道企業団が払う金が一体何ぼなのか、そこらの改正についてをお聞きいたしたいと思います。原水、香川用水の飲料水に対する原水料金を何ぼ払っておるのか。

なぜまんのう町が独自の会計方法になったかといいますと、まんのうは原水が独自、自己水源でやるというのが原則になっております。他の市町は１００％香川用水に依存しておる自治体もあれば、ややそれに近い自治体もあると。まんのう町だけが原水でいきますよという、最初からの方法になりましたから、こういう算定方式になっております。ですから、香川用水の原水が一体何ぼ払っておるのか。これは企業団でなかったら、町長、お分かりになりませんか。担当、どうですか。お聞きします。

○白川正樹議長 建設土地改良課長、河田勝美君。

○河田建設土地改良課長 ただいまの川原議員さんの質問にお答えをいたします。

今回の条例改正につきましては、徴収の手順についての改正ですので、ただいま質問にありましたもともとの香川用水の原水、その根拠につきましては、今回、建経委員会のほうに付託ということになっておりますので、それまでに確認をした上で、また建経委員の中で報告したいと考えております。以上です。

○白川正樹議長 １５番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これ、委員会付託ですので、そのときに十分お聞きしますので、十分な資料を用意しておいてください。質問を終わります。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 18 議案第 3 号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第 18、議案第 3 号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 3 号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

附則第 2 条、職員に関する経過措置についてでございます。令和 5 年 4 月 12 日付こども家庭庁成育局長通知により、放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正され、放課後児童支援員とみなすことができる研修修了予定者の内容が変更されました。

このため、本条例第 10 条第 3 項に規定する放課後児童支援員とみなすことのできる条件である「都道府県知事が行う研修を修了したもの」について、その適用期間を「当分の間」とし、当該研修の修了予定期間について、「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内」とするものでございます。

以上、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 3 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 19 議案第 4 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて

○白川正樹議長 日程第 19、議案第 4 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 4 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

契約後 12 年を経過したまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業は、維持管理運営業務に移行して 11 年目に入っております。この事業は官民連携事業と

いう特殊なものであるため、その実施内容につきまして、私は第三者による監視が必要であると考え、事業を開始した平成２３年度から個別外部監査を実施してまいりました。

昨年度の監査におきましては、過去の監査において指摘された事項の改善状況に加え、ＳＰＣの財務状況の確認を監査対象といたしました。

監査の結果、これまでに指摘された事項の改善状況に関しましては、順次対応ができており、おおむね改善したものの報告を受けております。

また、ＳＰＣの財務状況につきましても、特段問題はないとの報告を受けておるところでございます。

このようなことから、本年度の監査につきましても、過去の監査において指摘された事項の改善状況と、ＳＰＣの財務状況の２点を監査対象とした個別外部監査を実施したいと考えており、去る７月２１日に本町監査委員に対して個別外部監査にて監査を実施することを求め、７月２４日付で個別外部監査が相当であるとの回答をいただいております。

このことから、本日、地方自治法第２５２条の４１第４項により準用される同法第２５２条の３９第４項の規定により、官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査を実施することについて、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第４号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第４号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第４号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 0 議案第 5 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について

○白川正樹議長 日程第 2 0、議案第 5 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 5 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本町が実施しておりますまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業は、25 年間の長期契約により実施する事業であり、維持管理運営業務としまして多くの業務がございます。多岐にわたる業務それぞれにつきまして、専門的な理解がなければ監査の実施が難しいことから、昨年度に引き続き、本町が適切に監査を行える監査人であると認めた、高松市藤塚町一丁目 10 番 30 号、三和会計事務所に所属の税理士、米田守宏氏と来年 3 月末まで 110 万円にて個別外部監査契約を締結しようとするものでございます。

なお、このことにつきましては、去る 8 月 8 日付で本町監査委員より妥当であるとの意見をいただいております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 5 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 5 号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 議案第 6 号 令和 5 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号

○白川正樹議長 日程第 2 1、議案第 6 号 令和 5 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 6 号の令和 5 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 3 号について、その提案理由を申し上げます。

1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8 9 3 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 1 億 6, 0 2 1 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 条の地方債の補正は、4 ページの第 2 表を御覧ください。これは起債の目的にあるそれぞれの事業について、追加、変更及び廃止分を記載いたしております。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

9 ページをお開きください。

第 1 2 款分担金及び負担金 1 6 2 万 5, 0 0 0 円の増額は、第 1 目農林水産業費分担金において、農地農業用施設災害復旧費分担金及び町単独土地改良事業分担金の増額によるものでございます。

1 0 ページをお開きください。

第 1 4 款国庫支出金 3, 9 0 8 万 4, 0 0 0 円の増額は、第 1 項国庫負担金、第 2 目衛生費国庫負担金において、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として 2, 1 9 1 万 7, 0 0 0 円増額、第 2 項国庫補助金、第 1 目総務費補助金で、情報通信技術講習事業費補助金を 6 0 万 5, 0 0 0 円、第 3 目衛生費補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として 1, 6 4 2 万 9, 0 0 0 円を増額、第 5 目教育費補助金では、理科教育設備整備費等補助金を 1 3 万 3, 0 0 0 円追加計上いたしております。

1 1 ページを御覧ください。

第 1 5 款県支出金は 1, 4 3 2 万円の増額でございます。これは、第 4 目農林水産業費県補助金において、林道開設改良事業費補助金を 4 0 8 万円減額、第 9 目災害復旧費県補助金を現年度農地農業用施設災害復旧費補助金及び現年度林道災害復旧費補助金と合わせて 1, 8 4 0 万円増額計上いたしております。

1 2 ページをお開きください。

第 1 8 款繰入金は 1 5 万 3, 0 0 0 円の増額です。これは、第 1 2 目子ども未来夢基金

繰入金を増額計上していたことによるものでございます。

13ページを御覧ください。

第19款繰越金3,905万4,000円の増額は、前年度繰越金であります。

14ページをお開きください。

第20款諸収入は730万円の増額です。これは、第1目雑入において、コミュニティ助成金を増額計上したことによるものでございます。

15ページを御覧ください。

第21款町債は740万円の増額です。これは、第4目農林水産業債において、林道橋長寿命化保全事業債などの増減により440万円増額、第6目土木債において、橋梁長寿命化修繕事業債を300万円増額したことによるものでございます。

なお、第8目教育債において補正額はありませんが、脱炭素化推進事業債6,950万円の起債名称を変更しております。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

16ページをお開きください。

第2款総務費は1,302万1,000円の増額でございます。これは、第1項総務管理費、第1目一般管理費の委託料において、例規システム管理委託料など合わせて272万6,000円、使用料及び賃借料において49万5,000円それぞれ増額、第2目文書広報費において、文書管理維持業務委託料を500万円増額、第7目自治振興費において、コミュニティ助成事業補助金を480万円増額補正いたしております。

17ページを御覧ください。

第2款民生費は62万3,000円の増額です。これは、第1項第1目社会福祉総務費において、補助金返還金を10万円計上、第6目隣保館費において、会計年度任用職員の報酬、手当、共済費など、合わせて52万3,000円を増額補正いたしております。

18ページをお開きください。

第4款衛生費は3,903万9,000円の増額です。これは、第1項第1目保健衛生総務費において、健康生きがい施設運営事業費に係る燃料費及び光熱水費を69万3,000円増額、第2目予防費において、需用費を108万円増額、役務費を261万9,000円増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保支援業務及び新型コロナウイルスワクチン接種対策事業委託料、合わせて3,464万7,000円を増額計上いたしております。

19ページを御覧ください。

第6款農林水産業費は298万6,000円の増額です。これは、第1項第5目農地費において、農業用施設維持修繕工事費を250万円、土地改良施設維持管理適正化事業負担金を48万6,000円増額いたしております。

第2項林業費においては、県支出金及び地方債において財源振替をしており、補正額はありません。

２０ページをお開きください。

第７款商工費は８７５万円の増額です。これは、第１項第１目商工総務費において、商工会運営費補助金を２０万円増額、第２目観光費において、修繕料など需用費を合わせて４３０万円増額、イベント事業委託料など委託料を１５５万円増額、施設改修工事費を２７０万円増額計上いたしております。

２１ページを御覧ください。

第８款土木費は１，０６３万１，０００円の増額です。これは、第２項第２目の道路橋りょう維持費において、修繕料を５２５万円、委託料を２２２万円、町道維持補修工事費を２００万円、事業用備品費を１１６万１，０００円、それぞれ増額補正いたしております。

２２ページをお開きください。

第１０款教育費は１５８万６，０００円の増額です。これは、第２項小学校費、第２目教育振興費において、備品購入費を２８万６，０００円増額、第３項中学校費、第１目学校管理費では、修繕料を１３０万円増額補正いたしております。

２３ページを御覧ください。

第１１款災害復旧費は３，２３０万円の増額です。これは、第１項農林災害復旧費、第１目農地農業用施設災害復旧費において、修繕料を１００万円、委託料を１３０万円、災害復旧工事費を２，０００万円、それぞれ増額計上いたしております。

第２目林業施設災害復旧費においては、災害復旧委託料と工事費合わせて１，０００万円を増額計上しております。

なお、２４ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お通しのほどよろしくお願い申し上げます。

以上、議案第６号 令和５年度まんのう町一般会計補正予算（案）第３号について御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第６号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第２２ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦について

○白川正樹議長 日程第２２、諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 次の者を人権擁護委員候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

1名は、住所、まんのう町炭所西、氏名、曾我部照代でございます。

もう1名は、住所、まんのう町四條、氏名、安部和江です。

人権擁護委員は人権擁護委員法を根拠として、人権に関する啓発活動や相談活動等を行っており、全国の市町村を区域に設置されております。まんのう町におきましては、現在8名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されているところでございます。

また、人権擁護委員の任期は3年ですが、満濃地区、曾我部照代氏が令和5年12月31日をもって任期満了になりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、引き続き、同氏を人権擁護委員に推薦するものであります。

同氏は地域において積極的に様々な活動に参加し、地域社会で信頼されております。人権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼ね備えていることから、適任であると考えております。

次に、満濃地区の安部和江氏につきましても、同じく令和5年12月31日をもって任期満了になりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、引き続き、同氏を人権擁護委員に推薦するものであります。

同氏は各種の人権啓発活動に積極的に参加し、人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足る人格見識や中立公正さを兼ね備えていることから、適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、議会の申合せに基づき、委員会付託及び討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認め、委員会付託及び討論を省略し、採決することに決定しました。

それでは、お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任として答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

日程第23 選挙第1号 まんのう町外二ケ市町（十郷地区）山林組合議会議員の選挙について

○白川正樹議長 日程第23、選挙第1号 まんのう町外二ケ市町（十郷地区）山林組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

本件について、説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、選挙第1号 まんのう町外二ケ市町（十郷地区）山林組合議会議員の選挙について、提案理由を申し上げます。

選挙第1号 山林組合議員の選挙につきましては、まんのう町外二ケ市町（十郷地区）山林組合議会議員の任期が令和5年10月31日をもって満了となりますので、組合格約第5条第2項の規定に基づき、議員それぞれ3名を選挙していただきたいのであります。よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、説明を終わります。

これより、まんのう町外二ケ市町（十郷地区）山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。

まんのう町外二ケ市町（十郷地区）山林組合議会議員に、まんのう町佐文、青野吉治君、まんのう町山脇、末武弘道君、まんのう町五条、白川昇君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました青野吉治君、末武弘道君、白川昇君を、まんのう町外二ケ市町（十郷地区）山林組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました青野吉治君、末武弘道君、白川昇君がまんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員に当選されました。

なお、ただいま当選されました諸君には、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知を、後刻、文書により行うことといたします。

以上で、まんのう町外二ヶ市町（十郷地区）山林組合議会議員の選挙を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、9月12日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時09分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 9 月 1 1 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員